

**札幌市客引き行為等の防止に関する条例における禁止区域の変更（案）
及び札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）
に対するご意見の概要と札幌市の考え方**

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和5年（2023年）10月12日（木）から令和5年（2023年）11月10日（金）まで

(2) 意見提出方法

郵送、ファクス、持参又は電子メール

(3) 配布資料

札幌市客引き行為等の防止に関する条例における禁止区域の変更（案）及び札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正（案）

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー）、13階（区政課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各区民センター
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人、1団体
イ ご意見の件数	13件

(2) 提出方法

ア 持参	1人
イ 電子メール	1人、1団体
ウ ファクス	0人
エ 郵送	0人

(3) ご意見の内訳（案の項目に沿って分類）

ア 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例における禁止区域の変更（案）について」に関すること	1件
イ 「COCONO SUSUKINOについて」に関すること	2件
ウ 「規則の一部改正（案）について」に関すること	1件
エ 参考資料「1 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について」に関すること	6件
オ 参考資料「2 禁止区域について」に関すること	0件
カ その他	3件

3 ご意見の概要と市の考え方

(1) 「札幌市客引き行為等の防止に関する条例における禁止区域の変更（案）について」に関する事

ご意見の概要	市の考え方
札幌市は再開発などで今後もホテルや飲食店が繁華街ススキノに限らず増えていくと思われるが、禁止区域の指定は、どのような調査・要望に基づいて誰が決めているのか。	客引き行為者等の実態把握や民間事業者からの要請により、新たに禁止区域を追加しようとする場合は、パブリックコメントを経て市長が指定いたします。

(2) 「COCONO SUSUKINOについて」に関する事

ご意見の概要	市の考え方
COCONO SUSUKINOを開業するためにパブリックコメントをするというなら、何のために建設したのか市長から説明をしていただきたい。moyuk SAPPOROが開業した時も何の説明がないまま建てられたとしか言いようがない。 また、パブリックコメントの締切りが令和5年11月10日であり、こんな短い期間で議論するのはとても無理なことではないか。とてもおかしい。	今回のパブリックコメントは、本条例における禁止区域の変更案及び本条例施行規則の一部改正案に関するものでありますので、施設の開業に関するご意見は参考意見とさせていただきます。 また、パブリックコメントの期間は、札幌市パブリックコメント手続に関する要綱第7条に基づき、30日間の期間を設けています。
COCONO SUSUKINOは大型商業施設が集中している地域であるので必要ない。	今回のパブリックコメントは、本条例における禁止区域の変更案及び本条例施行規則の一部改正案に関するものでありますので、施設の開業に関するご意見は参考意見とさせていただきます。

(3) 「規則の一部改正（案）について」に関する事

ご意見の概要	市の考え方
今後も禁止区域を追加する際は規則改正を行い、「意見公募」を行うのか。	新たに禁止区域を追加しようとするときは、これまでどおりパブリックコメントを行います。なお、今後は規則改正ではなく告示により禁止区域をお示しする予定です。

(4) 参考資料「1 札幌市客引き行為等の防止に関する条例について」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>本条例の内容は、どのように市民、通行人、観光客及び事業者に周知されるのか。</p>	<p>本条例の周知・啓発について、これまで札幌市公式ホームページのほか、SNSや禁止区域内の街頭ビジョン等を活用して行ってまいりました。また、飲食店等を訪問し、本条例の概要を説明することや、ポスターの掲示にご協力いただいています。</p> <p>今後も、様々な媒体を用いながら本条例をわかりやすく周知するよう努めてまいります。</p>
<p>本条例を制定した効果は出ているのか。</p>	<p>本条例制定前と比較し客引き行為者等は減少傾向にありますが、依然として客引き行為等が行われているという実態がありますので、今後とも、市民や観光客の皆様が安全に安心して通行し、又は利用することができる街となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>現場での禁止行為の発見は通報によるのか、誰が禁止行為か判定するのか。また、防犯カメラの映像データや個人のスマホ通報も利用しているのか。その場合、当該データを警察に提供するのか。</p>	<p>客引き行為等の該当可否については、禁止区域を巡回する指導員が現場において判断いたします。</p> <p>なお、防犯カメラの映像データ等の提供があった場合は、巡回時の参考とさせていただきます。また、他法令で規制の対象となる禁止行為をした者に関する情報については、警察等に情報提供を行う場合があります。</p>
<p>本条例では、市長の権限が非常に大きい。禁止行為認定、罰則、事業者名の公表をされる場合もあることになっている。また、その結果は警察とも情報共有することになっているようだが、「情報提供者・通報者」、被害者の個人情報を守られるのか。通報者に危険が及ぶことがないのか非常に危惧する。</p>	<p>他法令で規制の対象となる禁止行為をした者に関する情報については、札幌市から警察等に情報提供を行う場合があります。</p> <p>なお、札幌市から客引き行為者等に情報提供者、通報者及び被害者の個人情報を提供することはありません。</p>
<p>二次被害があった場合（通報者に対する嫌がらせ（SNSを含む）、危害を加えられたりした場合など）には、札幌市はどのように対処し責任を取っているのか。</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、忘年会や新年会の開催増加が見込まれる。市民や観光客の半数近くは、条例が施行されていることを知らないのか、該当地域の飲食店や商業施設はポスター掲示を協力していただくようにしてみてはどうか。また、北海道警察と合同で通行</p>	<p>本条例の周知・啓発について、これまで札幌市公式ホームページのほか、SNSや禁止区域内の街頭ビジョン等を活用して行ってまいりました。また、飲食店等を訪問し、本条例の概要を説明することや、ポスターの掲示にご協力いただいています。</p> <p>今後も、様々な媒体を用いながら本条例をわかり</p>

<p>人に条例の宣伝をしてはどうか。</p>	<p>やすく周知するよう努めてまいります。</p> <p>また、北海道警察や地域の防犯活動団体と合同で実施している悪質な客引き行為等や風俗店等の排除を目的とした街頭啓発についても、引き続き取り組んでまいります。</p>
------------------------	---

(5) その他

<p>ご意見の概要</p>	<p>市の考え方</p>
<p>第6条について、客引き行為は行ってはいけないのが定則であるのだから、あいまいな表現にはせずに禁止区域では客引き行為を禁止するとしてから客引き行為はなくせるはずだ。</p>	<p>禁止区域は、必要最小限の内容とすることが必要なため、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等については、規制の対象外としています。</p>
<p>第12条について、指導員を市民文化局地域振興部の所属する職員から市長が任命をしても客引き防止につながるとは思えない。地域の町内会・民生委員などが小学生などを対象とし、客引きを行ってはいけないという周知徹底を行っていかないとススキノは何も変わらないであろう。</p> <p>飲まない、行かない、騒がないルールを守ること。また、飲酒できる年齢になっても「飲ませない」しつけを大人も子どもも必要である。汚いマチ札幌の印象はあってはならない。</p>	<p>指導員は、毎日、禁止区域を巡回し、客引き行為者等への指導等を実施しています。巡回時間は夜間となり危険が伴うため、警察関係機関等の職務に従事した経験を有している者を任用しています。</p> <p>また、本条例の周知・啓発について、これまで様々な媒体を用いながら行ってまいりましたが、今後もわかりやすく周知するよう努めてまいります。</p>
<p>市政資料（条例など）が未だ元号表記のみの場合が多く、非常に分かりづらいので、西暦表記（併記）を要望する。市政資料（条例など）でもいちいち西暦に置き換えする必要がある場合が多いので、自治体行政文書を元号表記とする規則があるのか。</p>	<p>札幌市では、公文書の発信年月日や各種パンフレット等の本市発行印刷物の発行年月日について、元号に西暦を併記することを原則としていますが、条例や規則等については、元号表記となっている法律等を引用している場合が多くあり、表記上の統一ができないため西暦の併記を除外しています。</p>